

# 介護職員等処遇改善に関する法人「エイチ・ビーアンドシー株式会社」指針

## 第1条（目的）

当法人「エイチ・ビーアンドシー株式会社」は、利用者に対して安定して質の高い介護サービスを提供するため、介護職員等の処遇改善を計画的に推進する。介護職員等処遇改善加算により得た財源を活用し、賃金改善及び職場環境の整備を通じて、介護人材の確保と定着を図ることを目的とする。

## 第2条（適用範囲）

本指針は、当法人「エイチ・ビーアンドシー株式会社」が運営する訪問介護、通所介護、入居施設、居宅介護、訪問看護の介護保険サービス事業所に勤務する職員等に適用する。

## 第3条（基本方針）

- 1 処遇改善に係る財源は、原則として介護職員等の賃金改善及び職場環境の改善に充てる
- 2 賃金改善は、正社員、契約社員、パートタイマーを問わず、継続的に業務に従事する職員に対して公平かつ透明性のある方法で実施する
- 3 職場環境の改善については、国が示す職場環境等要件を参考に、当法人「エイチ・ビーアンドシー株式会社」の実情に応じた取組を継続的に行う

## 第4条（賃金改善の内容）

- 1 賃金改善の実施時期は、原則として毎年4月とし、年度当初に職員へ説明する。
- 2 賃金改善は以下の方法の内、一つもしくは複数の方法を組みあわせて実施する。
  - (1) 介護職員等処遇改善加算に係る手当
  - (2) (1)とは別に独自の賃金改善
  - (3) 賞与の増額
- 3 前項(1)の手当については、事前に作成する計画書記載の見込額（当該年度の処遇改善加算見込額）を基に、従事するサービス職種に応じ以下の方法で支給する
  - (1) 月給対象者（正社員、契約社員）は、各自の支給月額を設定する
  - (2) 時給対象者（パートタイマー）は、改善額を時給に上乘せする
- 4 介護職員等処遇改善加算に係る賃金改善額に不足がある場合は、不足額相当分を当該期末時に支給する場合がある。

## 第5条（職場環境等の改善）

- 1 当法人「エイチ・ビーアンドシー株式会社」は、次の区分に沿って職場環境等の改善に取り組む。

- (1) 入職促進に向けた取組
  - ア 法人の理念や介護方針、人材育成方針を明文化し、採用説明会や見学時に説明する
  - イ 他産業からの転職者や未経験者を含めた幅広い採用を行う
  - ウ 法人内新人研修及び各事業所へのフォローアップを行い、また事業所間での異動を行う
- (2) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
  - ア 職種・経験年数に応じた研修計画を作成し、年間研修を実施する
  - イ 資格取得に向けた受講調整や費用の一部助成等を行う
  - ウ キャリア級制度の伴う昇給制度の確立
  - エ 年2回の人事評価面接の実施
- (3) 両立支援・多様な働き方の推進
  - ア 育児・介護と仕事の両立が図れるよう、短時間勤務や希望休の取得に配慮する
  - イ 年次有給休暇の計画的な取得を促進する
- (4) 腰痛を含む心身の健康管理
  - ア 介護ロボットや福祉用具等の導入により、身体的負担の軽減を図る
  - イ 定期的な健康診断結果を踏まえ、必要に応じて産業医等と連携する
- (5) 生産性向上のための業務改善の取組
  - ア 業務改善委員会を設置し、記録業務や会議等の効率化に取り組む。
  - イ ICT 機器の活用等により、介護職員等が利用者と関わる時間を確保する
- (6) やりがい・働きがいの醸成
  - ア 会議等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員等の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善を行う
  - イ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

#### 第6条（職員の意見反映）

- 1 処遇改善に関する職員の意見を把握するため、面談等を実施する。
- 2 得られた意見や要望は、処遇改善の内容や職場環境の改善に反映するよう努める。

#### 第7条（情報の周知・公表）

- 1 本指針及び具体的な取組内容は、会議等で周知するとともに、事業所内への掲示及び書面配布等により全職員が閲覧できるようにする。
- 2 介護職員等処遇改善加算の「見える化」要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、当法人ホームページ等で公表する。

#### 第8条（見直し）

本指針は、報酬改定や加算要件の変更、職員の意見等を踏まえ、少なくとも年1回見直しを行う。

附則

本指針は、令和8年6月1日から施行する。